

○木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例

昭和59年3月30日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民総合福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民福祉の向上を図るため、市民総合福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市民総合福祉会館	木更津市潮見2丁目9番地

(施設)

第4条 会館は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる施設をもつて事業を運営する。

- (1) 地域福祉センター 地域福祉のために使用する施設
- (2) 身体障害者福祉センター 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する施設
- (3) 働く市民センター 働く市民の教養と生活文化の向上のために使用する施設

(事業)

第5条 会館は、前条に規定する施設をもつて、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の提供に関すること。
- (2) その他会館の設置の目的を達成するため必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第6条 会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、使用許可を受けた時間には、その準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。

施設名	開館時間
地域福祉センター 働く市民センター	午前9時から午後9時まで

2 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年始 1月2日から1月4日まで

(4) 年末 12月28日から12月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

（関係条例）

第7条 身体障害者福祉センターの管理運営については、この条例及びこの条例に基づく規則で定めるもののほか、木更津市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成12年木更津市条例第5号）及びこれに基づく規則の定めるところによる。

（使用の範囲）

第8条 会館を使用することができるものは、本市に住所を有する者、在勤する者及び団体その他特に市長が適当と認めたものとする。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、会館の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 第5条に規定する事業に関する業務

(2) 会館の利用及びその制限に関する業務

(3) 会館の維持管理に関する業務

(4) 会館の使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（使用の許可）

第11条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可には、会館の管理上必要な条件を付することができる。

（入館の制限）

第12条 指定管理者は、別に規則で定める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（使用の不許可）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しない

ことができる。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) その使用が、会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があると認められるとき。

（使用の許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、第11条第1項の規定により会館使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第11条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用によつて使用者が受けた損害については、市はその損失の補償の責めを負わない。

（使用料）

第15条 会館を使用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める福祉団体等が使用する場合は、無料とする。

（使用料の減免）

第16条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第17条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 使用期日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (2) 使用者の責めに帰ることができない事由により使用できなかつたとき。

（原状回復義務）

第18条 使用者は、会館の使用を終了したとき、又は第14条の規定により使用を取り消し、若しくは停止されたときは、職員の指示に従い原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第19条 指定管理者は、使用者が故意若しくは過失により施設若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、当該使用者に対してその損害を賠償させることができる。

(警察署長への意見聴取)

第20条 市長は、第13条又は第14条第1項の規定により不許可又は許可の取消し等を行うとする場合で、必要があると認めるときは、会館を使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日条例第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成4年6月1日から施行する。(後略)

(木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月21日条例第16号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月25日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月21日条例第3号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月21日条例第6号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月20日条例第12号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（第1条、第3条及び第5条に係る適用区分）

- 2 この条例の施行の前になされた木更津市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和44年木更津市条例第27号）、木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和59年木更津市条例第10号）及び木更津駅前ホールの設置及び管理に関する条例（昭和62年木更津市条例第28号。以下これらを「条例等」という。）に基づく使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の条例等の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月27日条例第25号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月28日条例第16号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。（後略）

附 則（平成18年9月30日条例第27号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（木更津市支援費支給制度の運用に関する条例の廃止）

- 2 木更津市支援費支給制度の運用に関する条例（平成15年木更津市条例第3号）は、廃

止する。

(木更津市支援費支給制度の運用に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に行われた障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項に規定する指定施設支援又は障害者自立支援法による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項に規定する指定施設支援に係る支援費基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月22日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等の適用区分）

- 2 第1条から第7条まで、第9条、第10条及び第13条の規定による改正後の次に掲げる条例に規定する使用料、入場料、占用料、利用料金、観覧料又は特別利用料（以下この項において「使用料等」という。）の額は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付する使用料等について適用し、同日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 木更津市立公民館設置及び管理運営条例第10条第2項ただし書又は同条第3項に規定する使用料
- (2) 木更津市行政財産使用料条例第2条第1項に規定する使用料
- (3) 木更津市都市公園条例第10条に規定する使用料、入場料又は占用料
- (4) 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例第16条第1項に規定する利用料金
- (5) 木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例第10条に規定する使用料
- (6) 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例第9条第1項から第3項までに規定する使用料
- (7) 木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例第15条に規定する使用料
- (8) 木更津市漁港管理条例第13条第1項に規定する使用料
- (9) 木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第1項に規定する使用

料

- (10) 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第6条第1項に規定する観覧料、同条例第7条第1項に規定する特別利用料又は同条例第10条第1項に規定する使用料

附 則（平成28年12月15日条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（使用料等の適用区分）
- 2 第1条の規定による改正前の木更津市都市公園条例、第2条の規定による改正前の木更津市民会館の設置及び管理に関する条例、第4条の規定による改正前の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び第5条の規定による改正前の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定による使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料又は利用料金の額は、第1条の規定による改正後の木更津市都市公園条例、第2条の規定による改正後の木更津市民会館の設置及び管理に関する条例、第4条の規定による改正後の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び第5条の規定による改正後の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月20日条例第28号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、この条例による改正後の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第15条第1項）

使用区分	単位	使用料
第1会議室	1時間当たり	660円
第2会議室	1時間当たり	660円
第3会議室	1時間当たり	660円

第4会議室	1時間当たり	660円	
第1談話室	1時間当たり	660円	
第2談話室	1時間当たり	660円	
教養室	1時間当たり	660円	
音楽室	1時間当たり	660円	
第1研修室及び第2研修室（一括貸出）	1時間当たり	1,100円	
第3研修室	1時間当たり	1,100円	
和室	1時間当たり	1,100円	
料理実習室	1時間当たり	1,100円	
講習室	1時間当たり	1,100円	
市民ホール	1時間当たり	2,200円	
ホワイエ	幼児コーナー	1日当たり	1,100円
	談話文化コーナー	1日当たり	2,200円
	図書コーナー	1日当たり	2,200円
	市民ホール前ホワイエ	1日当たり	2,200円
	市民ロビー	1日当たり	3,300円

備考

- 1 次に掲げるもの以外のものが本表の施設を使用する場合の使用料は、同表に規定する使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
 - (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 2 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 市民ホールと併せてホワイエを使用する場合は、ホワイエの使用料は無料とする。